**令和７年度**

**小規模多機能型居宅介護**

**看護小規模多機能型居宅介護**

**事業者募集要項**

**令和７年４月**

**府　中　市**

**（福祉保健部介護保険課）**

１　公募の趣旨

　　府中市では、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を運営する事業予定者を決定するために行うものです。

２　公募内容

　　本公募の内容は、次のとおりとなります。なお、応募はサービス種別ごとに先着順に受付します。提出書類を審査し、事業者が決定した段階で、当該サービス種別の応募を締め切ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | 募集する日常生活圏域 | 募集数 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 市内全域 | ２箇所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 市内全域 | ２箇所 |

(1)　定員数

　　　２９人以下（うち宿泊５～９人）

(2)　開設予定時期

　　　令和８年度中

(3)　施設の整備形態

　　　東京都の地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱に規定する事業者創設型、事業者改修型、オーナー創設型及びオーナー改修型のいずれも可とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 補助対象区分 |
| 事業者創設型 | 運営事業者が新たに建物を新築もしくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備 |
| 事業者改修型 | 運営事業者が既存建築物を改修して行う整備 |
| オーナー創設型 | 土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で、新たに建築物を新築または既存建築物を買い取り、改修して行う整備 |
| オーナー改修型 | 建物所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備 |

３　応募要件

　　本公募に応募する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

　(1)　施設を整備する十分な資金を有し、長期的なサービス提供ができること。また、介護保険制度に精通し、きめ細かなサービス提供の能力及び意欲を有していること。

　(2)　介護保険法第７８条の２第４項各号、第１１５条の１２第２項各号のいずれの規定にも該当していないこと。

　(3)　整備運営に当たり、消防法や建築基準法等の各種関係法令、例規、要綱、基準等を遵守すること。

　(4)　原則として、建設用地及び建物に抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、市が指定する期日までに確実に抹消することができる見込みがある場合は、この限りではないが、根抵当権は不可とする。

(5)　応募者及びその関係者が暴力団員など、反社会的勢力の構成員でないこと。

(6)　応募者に市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。

(7)　土地所有者に住民税及び固定資産税の滞納がないこと。

(8)　居間・食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保すること。

(9)　宿泊室の面積は、１部屋につき内法７．４３㎡以上確保すること。

(10)　原則、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に該当する区域でないこと。

　(11)　浸水想定区域に該当する場合には、安全上必要な対策を講ずること。

４　地域密着型サービスの報酬及び基準

　　介護報酬単位、事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める単位及び基準とします。

５　補助制度

　　本公募においては、東京都の地域密着型サービス等整備推進事業や介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助制度等を活用できます。

　　また、本市では、今回の公募から、これまでの基準額分に加え、**加算額分の補助も活用可能となりました。**補助制度は事業者の施設整備に係る負担を軽減することで、利用者の負担軽減を図ることを趣旨としていますので、積極的にご活用ください。

　　なお、本公募の審査の結果、地域密着型サービスを提供する事業予定者として決定された場合でも、補助金の金額及び交付を保証するものではありませんので、ご留意ください。

　(1)　施設整備費補助

　(2)　開設準備経費補助

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集種別 | 整備区分 | 補助上限額 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 創設 | ９８９千円／宿泊定員数令和７年４月１日現在補助上限額は変更される場合があります。 |
| 改修 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 創設 |
| 改修 |

６　選定方法

　(1)　審査方法等

　　　審査は先着順とし、書類選考により行います。書類選考を通過した応募者には、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

　(2)　選定の基準

　　　次に掲げる項目について、総合的に評価します。

　　ア　運営法人に関すること

　　イ　事業運営に関すること

　　ウ　整備計画に関すること

　　エ　土地及び建物に関すること

　(3)　選定結果の通知及び公表

　　　選定結果は、応募者に対して文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。また、事業者を条件付きで選定した場合は、その条件についても公表します。

　　　なお、選定結果の詳細は、お答えしかねますので、ご承知おきください。

　(4)　部会の意見聴取

　　　(1)に基づき選定した事業者については、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の部会において、審査結果に基づき事業予定者について意見の聴取を行います。

　(5)　最終決定

　　　(4)を踏まえて、地域密着型サービスを提供する事業者として決定します。また、決定の際に条件を付すことがあります。前記の条件が遵守されない場合、又は、遵守の見込みがないと判断した場合は決定を取り消します。

　(6)　その他

　　　審査基準に満たない等の理由により、事業予定者が決定しなかった場合や、条件付きで選定した事業予定者が条件を遵守せず決定を取り消した場合等、市が必要と認めた場合には、再度募集を行います。なお、再度募集を行う場合は、市広報及びホームページでお知らせします。

７　応募方法

　　応募者は、次により応募書類を持参により提出してください。なお、提出書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、来庁される際には、必ず事前に予約をしてください。

　(1)　申込みに必要な書類

　　　別紙「提出書類一覧」に列記されている書類を、次のア～オに沿い６部（正本１部、副本５部）用意し、提出してください。

　　ア　Ａ４判、縦長、左２点穴あけで、１部ずつパイプファイルに綴ること。

　　　※　図面に関しては、Ａ３判でも構いません。

　　イ　提出書類ごとに、インデックスを付した中表紙をつけること。

　　ウ　インデックスには、書類番号及び書類名を記載すること（番号のみの表記は不可とします。書類名の省略は可とします。）。

　　エ　全体の目次をつけ、目次、中表紙を除いた全てのページに通しページ番号をふること。

　　オ　副本は、正本の写しとすること。

(2)　公募スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項目 | 期間（目安） | 備考 |
| １ | 募集期間 | 令和７年５月１日以降随時 | 　 |
| ２ | 事前相談 | 令和７年５月１日以降随時 | 電話不可、要予約 |
| ３ | 書類提出 | 予定する東京都補助協議の約２か月前 | 必要部数（６部）を持参 |
| ４ | 書類審査 | 提出から約１か月間 |  |
| ５ | 選定結果通知 | 補助協議の約１か月前 | 通知及び市ホームページで公表 |
| ６ | 東京都補助協議（参考） | ７月、９月、１１月、２月（次年度協議） | 令和６年度のスケジュールを参考にしているため、変更になる場合があります。 |
| ７ | 東京都補助内示（参考） | ８月、１０月、１２月、翌年６月以降 |

　　　　　　　　　　　**提出書類の体裁イメージ（例）**

目次

①事業計画

左２点穴あけ

インデックスには書類番号及び

書類名を記載すること

令和７年度（看護）小規模多機能型居宅介護事業者応募書類

②定款

（応募者名）

目次、中表紙を除いた全てのページに通しページ番号をふること

８　応募に際しての留意事項

　(1)　書類に不備、記入漏れ、齟齬等がない状態でのみ受付します。

　(2)　提出書類の修正や追加提出を求めることがあります。

　(3)　一つの土地に対して一つの提案となります。また、同じサービス種別において、複数の提案は認められません。

　 （例）・Ａ応募者が○○町と△△町の２か所に

小規模多機能型居宅介護を提案する　　　　　　　⇒**×**

・Ａ応募者が○○町の小規模多機能型居宅介護と

△△町の看護小規模多機能型居宅介護を提案する　⇒**〇**

・Ａ応募者とＢ応募者が○○町（同一の土地）に

それぞれ提案する　　　　　　　　　　　　　　　⇒**×**

　※必ず土地所有者及び応募者同士で調整のうえ、

いずれか一方からの提案としてください。

　(4)　応募に当たっては、具体的な内容のものを提出してください。例えば、事業開始の意思はあっても、土地の確保の見通しがたたない等、具体性のない場合は選定の対象となりません。

　(5)　応募に当たっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守し､基準に適合した内容により応募してください。

　(6)　事業者の選定に際し、応募者が運営する既存施設の資料請求や、事前の立入り調査、現地視察を行うことがありますのでご協力ください。また、賃貸借契約の確約について、所有者に確認する場合がありますので、ご留意ください。

 (7)　応募に必要な費用は、応募者の負担とします。また、事業計画の中止や、選定又は指定されなかったことによる一切の損害については、本市が責任を負うものではありません。

　(8)　応募受付後に辞退する場合は、辞退届出書（任意様式）を提出してください。

　(9)　書類の提出後、応募者都合による提出書類の内容（利用料金等）の変更は一切できませんので、よく精査して提出してください。提出書類どおりの運営を見込めない場合は、選定の対象となりません。また、指定申請書類の内容は、公募提出書類の内容と同一のものとしてください。

　(10)　選考により地域密着型サービスの提供事業者と決定した場合は、施設の建設等が終了後、改めて事業者の指定申請を行っていただきます。その際に指定基準を満たさない場合及び選定時から計画内容が変更した場合は、指定ができません。

　(11)　上記のほかに、次に掲げる事項を遵守してください。

ア　施設内で宗教活動、政治活動、選挙活動等の事業目的外の活動は行わないでください。

イ　併設の施設等（併設事業、個人住宅等）と混同させないでください。

９　質問について

　(1)　質問の方法等

　　　本公募に係る質問は、電話ではお受けできません。次のいずれかの方法により行ってください。なお、質問は、設計会社や土地所有者等ではなく、事業予定者である応募者が取りまとめ、できるだけ一度にまとめて行うようお願いします。

　　　また、他の事業予定者との公平を期すため、複数案のうちいずれが好ましいか、といった質問はご遠慮ください。

　　ア　電子メール（kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp）

　　　　メールタイトル欄に、「【府中市小規模多機能型居宅介護（または看護小規模多機能型居宅介護）事業者公募についての質問】」と明記して送信してください。

　　　※　課内の共用アドレスとなっているため、ご協力ください。

　　イ　ＦＡＸ（０４２－３３５－２６５４）

　　　　別紙質問票を使用して送付してください。

　　　　なお、送信エラーとなることもありますので、お手数ですが、ＦＡＸ送信後に施設担当へ電話で、その旨ご一報ください。

　(2)　回答方法等

　　　ＦＡＸ又は電子メールで個別に回答します。

　　　他の応募者に影響があると市が判断した質問については、質問及び回答を市ホームページに掲載します。

　　　なお、他の応募者との公平性を欠く可能性がある場合など、質問の内容によっては回答できないことがあります。

また、回答までに１週間程度お時間をいただく場合があります。

10　書類提出窓口・担当部署

〒183-8703　東京都府中市宮西町２－２４

府中市役所おもや１階４番窓口

福祉保健部介護保険課施設担当

電　話：０４２－３３５－４５０３

ＦＡＸ：０４２－３３５－２６５４

メール：kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp

市ホームページ：https://www.city.fuchu.tokyo.jp